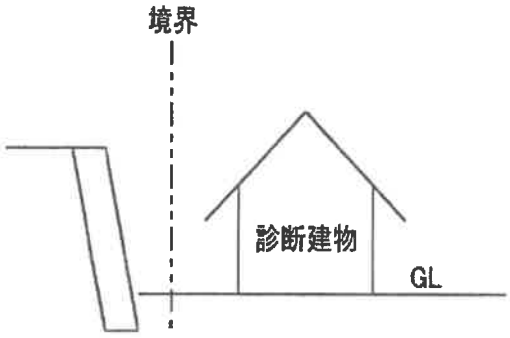


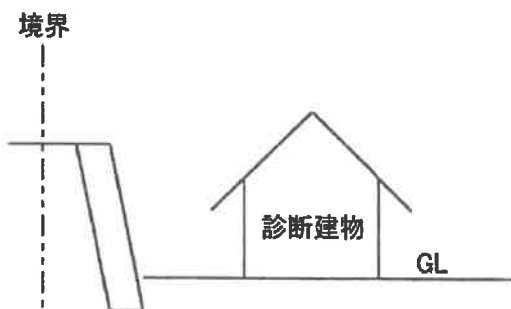
名古屋市民間木造住宅耐震診断事業に関する勉強会
2019年3月19日・22日勉強会 質疑回答

診断業務に関する質問	回答
<p>Q1:耐震診断を行うのに事務所登録が必要との話が名古屋市耐震化支援室担当よりありましたが必要ですか?会社に在籍していると診断が出来ないのでしょうか?会社に在籍すると事務所登録できない。</p>	<p>A:建築士法第23条第1項に記載されている通りで「一級建築士、・・・他人の求めに応じて報酬を得て、設計、工事監理、・・・建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する・・・を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、・・・その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。」とあり、耐震診断業務を行う際には<u>建築士事務所登録をしている診断員(建築士)又は建築士事務所登録会社</u>に<u>所属している診断員(建築士)</u>でなければ診断業務が出来ない事になりますので御注意ください。無登録で業務を実施した場合は建築士法違反となります。また、会社所属の診断員(建築士)は、診断業務を実施する際には会社と要相談し診断報酬をどのような扱いにするのかは各自会社と相談して頂きたいです。</p>
<p>Q2:業務完了後の報酬の支払について 7月、9月、12月、3月の区切りで精算となっていますが、(診断員完了報告→愛知建築士事務所協会名古屋支部→名古屋市耐震化支援室→愛知建築士事務所協会名古屋支部→診断員)この流れをもう少しスピードUPしてもらえませんか? だいたい4ヶ月～6ヶ月位を待つて支払されているので支払い期日のスムーズ化をお願いしたい。</p>	<p>A:診断員の方々には大変ご迷惑おかけしております。事務処理業務のスピードUPは心がけておりますが昨年は事務所協会の会長交代や物件数増加による手続きの滞りまた月末で締め切りしたことが名古屋市に請求手続きの遅れを招いてしまいました。その反省を踏まえて今年度は、診断員の皆さまには<u>区切り月の25日締めで処理させて頂きますので業務完了後は速やかに完了報告書を事務所協会事務局【FAX:052-223-2888】に直接FAX送信して下さい。</u>FAX送信先はお間違いにならない様にご注意ください。</p>
<p>Q3:耐震診断業務完了報告書について 「対象外」の記入に際して、報告書提出日付け又は名古屋市耐震化支援室への連絡した日付けと考えると良いですか?</p>	<p>A:<u>報告書提出日の日付を記載</u>して頂ければ結構です。</p>
<p>Q4:耐震診断審査チェック表について 写真の欄が二重線で削除されていますがこの項目のチェックは不要との事ですか?写真に調査年月日が不要との事ですか?</p>	<p>A:申し訳ありませんが、写真の欄が二重線で削除されている件に関しましては間違いですのでチェックは必要となります。また、<u>平面図には調査年月日の記載が必要</u>で、<u>写真には調査年月日の記載は不要</u>です。</p>

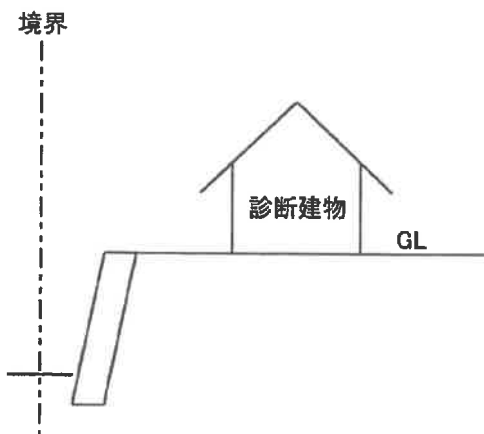
<p>Q5：失業の建築士（設計、業者共）ですか？</p>	<p>A：診断業務ができない建築士は、事務所登録のしていない建築士（個人）又は、事務所登録会社に所属していない建築士です。Q1でも説明してありますが報酬を得て診断業務を行うには建築士法の違反がないことが必要です。また、診断員登録有効期限が切れており更新していない診断員も診断業務ができませんので各自ご確認ください。 ※（ご質問の意）失業の建築士ですがという事でしょうか。 この場合は上記の回答の通り診断業務はできません。</p>
<p>Q6：審査会の会場にて最終の報告書の受け取りを待っている時に市の呼び出しを聞き逃す場合があります。たまたま席を外したなどの診断員の為にホワイトボードなどに掲示、名前を書くなど工夫してほしい。</p>	<p>A：基本的には会場内で待つ頂くのが良いのですが椅子や待機スペースの問題や電話等で会場内に居られない場合もあるかと思しますので市担当者とも協議し何らかの対策は行います。</p>
<p>平面図作成に関する質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q7：平面図に調査年月日を記入と言っていました、どの位置でも良いですか？</p>	<p>A：平面図への調査年月日の記載位置ですが、特に指定はございませんので各診断員の判断で結構です。</p>
<p>Q8：開口部について以前は全て記入はNGとされましたが全て記入して良いってことで良いですか？</p>	<p>A：窓型開口部・掃出し型開口部の評価の考え方については、<u>「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の冊子P35～37</u>又は<u>平成27年3月3日版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集のP26～28</u>に記載されております。全ての開口部が評価される訳ではありません。 開口部の評価が出来る開口部は次の場合となります。 1、少なくとも<u>片側に耐力評価が出来る無開口壁がある</u>ことが前提です。 2、評価できる開口部の最小壁長の規定はない。ただし、<u>開口部の両端に柱がある</u>ことが前提です。他3～6の説明が記載されております。 図も記載されておりますので確認して下さい。 よって、<u>平面図には評価できる開口部には窓型開口部の記号と掃出し開口部の記号を記載</u>して頂き、WEEの開口部入力の際に相違がないように注意して下さい。 評価できる開口部の判断は診断員の責任の元で判断となります。</p>

<p>Q9：1/4ラインの図面入力について WEEと平面図で整合をとるという説明でしたが、例えば4尺の広縁などの場合WEE入力は1365にしなければならないですが図面も1365で記載するという事でしょうか？</p>	<p>A：平面図の1/4ラインの記入は平面図の寸法に合わせて記載して下さい。WEEの入力上の多少の相違はあると思って頂いて結構です。しかし、<u>WEEの外周ラインの入力での1/4ラインを基に平面図もWEEの外周ラインをふまえて1/4ラインを記載して下さい。</u>外周ラインの考え方が平面図とWEEで相違している場合が多々ありますのでご注意ください。</p>
<p>Q10：大きい平面の時はA4版2枚では・・・小さい縮尺の報告書は差し替えても良いですか？</p>	<p>A：各階それぞれがA4版でおさまらない様な大きい平面の場合は、<u>A3版で作成して頂いてA4版に縮小して報告書に添付して下さい。</u>その旨の記載は申込者の理解できるようにして頂ければ良いと思います。また、<u>完成した報告書は名古屋市の割り印がされておりますので添付書類の差し替えはNGです。</u>申込者に報告の際にその旨を説明し別途でお渡し頂ければ結構です。 A4版にして頂く理由は説明致しましたが、名古屋市が報告書をスキャンしデータ保存しており、スキャンがA4版しか出来ない為ですご理解下さい。</p>
<p>エクセル・WEE入力等に関する質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q11：地形の状況とその対策の入力・建物周囲の地盤条件の入力について、以下の場合について教えて下さい。</p> <p>①隣地との高低差があり隣地側に土留がある場合 診断側が低い</p> 	<p>A：各図①～④の場合のエクセルの3、現地調査結果項目で地形の状況とその対策の入力と部分点検調査票項目で建物周囲の地盤条件の入力については以下の通りです。</p> <p>① 地形の状況：平坦、普通 その対策：特別な対策を行っていない 建物周囲の地盤状況：擁壁等はない</p>

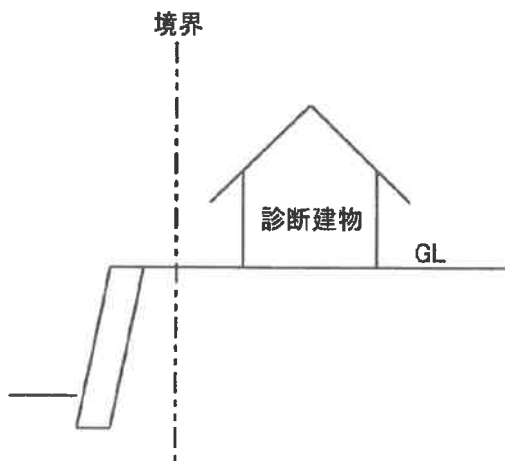
②隣地との高低差があり診断側に土留がある場合
診断側が低い



③隣地との高低差があり診断側に土留がある場合
診断側が高い



④隣地との高低差があり隣地側に土留がある場合
診断側が高い



②

地形の状況：平坦、普通

その対策：コンクリート擁壁施工

又は石積み・ブロック積み施工

建物周囲の地盤状況：擁壁等の傾斜、亀裂等の有無

③

地形の状況：平坦、普通

その対策：コンクリート擁壁施工

又は石積み・ブロック積み施工

建物周囲の地盤状況：擁壁等の傾斜、亀裂等の有無

④

地形の状況：平坦、普通

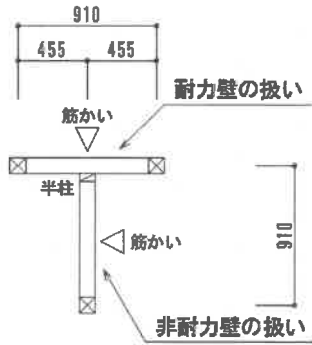
その対策：特別な対策を行っていない

建物周囲の地盤状況：擁壁等はない

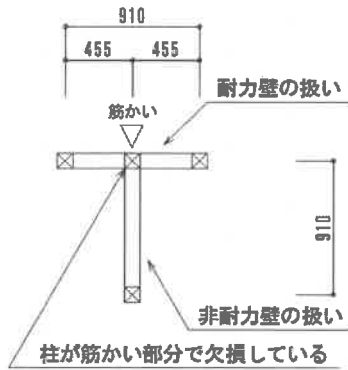
※傾斜地などのある場合は注意事項コメントを選択する。

Q12：この2パターンの壁量を明確に事例にして下さい。

①中央に柱無しの場合



②中央に柱ありの場合



A：参考資料として、平成28年11月作成された勉強会資料3を参照されると良いかと思います。

①のパターン

横向きの壁に関しては、評価できる無開口壁となります。縦向き壁は半柱で横向き壁と接合されているため評価できない壁と判断します。

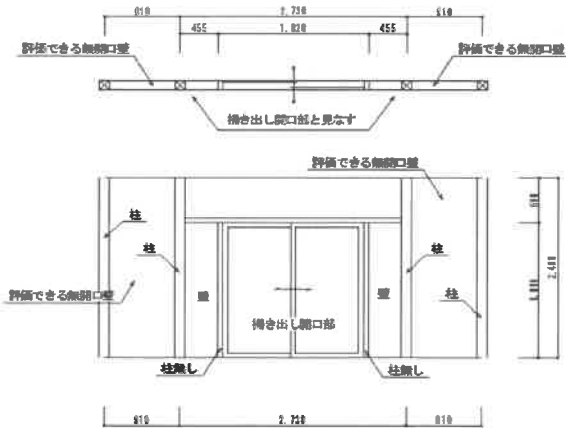
②のパターン

横向き壁に筋かいがあり、縦向き壁には筋かいが無い状態である事から耐力壁として扱うのは横向き壁を優先と判断します。

もしも、横向き壁に筋かいが無い場合は・・・横向き壁を柱間で判断すると横向き壁は評価できない壁（小壁扱い）となり、縦向き壁が評価できる壁（耐力壁扱い）となると判断します。

Q13：数値が変わっても下記認識で良いでしょうか？

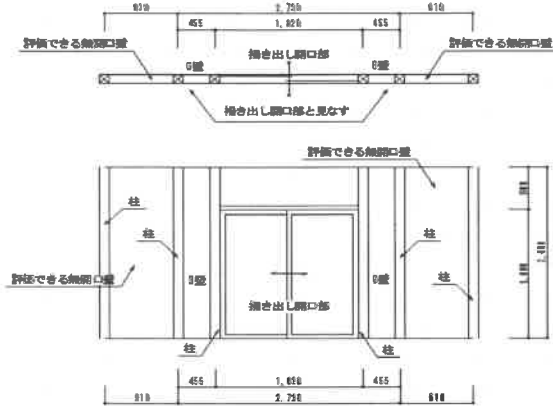
①開口部の両端に柱が無い場合は、柱間2730が掃出し型開口壁との認識で様でしょうか？



A：同Q8で説明している内容と同様なので確認して下さい。

①その認識で良いです。

②開口部の両端に柱があり、柱間 1820 が掃出し型開口壁で両袖に柱間 455 の小壁がある場合はいかがでしょうか？



②WEEの入力の方法で、0壁+掃出し型開口部+0壁で入力した場合と柱間 2730 の掃出し型開口部で入力した場合はWEEの計算ではどちらも同じです。0壁は評価できない壁となる為WEEが計算する時に接続している開口部と同等で計算されます。つまり0壁+掃出し型開口部+0壁で入力した場合でも計算上は2730の開口部と計算されますのでご理解して頂き診断業務を行って下さい。

その他（耐震診断業務以外）に関する質問

回答

Q14：株式会社建築研究所がつくった耐震診断・補強設計ソフト「達人診断」をこの無料耐震診断においても使用出来るようになりますか？平面図を別にCADで作成する必要がなくなり診断員のコストも軽減できますので・・・。
補強計画で重心と剛心のズレもリアルにわかり便利ですし、N値計算による金物も即座にできますので非常に良いと思います。安いですし。

A：この質問は、耐震診断業務とは関係ないと思われまます。申し訳ありませんが回答は控えさせていただきます。個別に名古屋市耐震化支援室にご相談下さい。

Q15：県の承認工法以外で補強する方法はどうしたら良いか？鉄骨の許容応力度で設計する。水平剛性等、一部満たさない事があるかもしれないが建物の倒壊を防ぐことには役立ちかつ安価になると思いますが・・・。

A：この質問は、耐震診断業務とは関係ないと思われまます。申し訳ありませんが回答は控えさせていただきます。個別に名古屋市耐震化支援室にご相談下さい。

『県マニュアル』;改訂 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル(一般診断法による診断)

『市マニュアル』;名古屋市民間木造住宅耐震診断マニュアル

『建防協マニュアル』;2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法(日本建築防災協会発行)

『Wee』;木造住宅耐震診断プログラム(一般診断法 2012)

診断業務	
Q1 写真や平面図はデジタルデータで提出する必要があるのか。	A 報告書一式をスキャナで取り込むので提出の必要はありませんが、作成したものは個人データのため、審査時にお持ち頂いたUSB対応のメモリ媒体等から名古屋市が削除します。
Q2 報告書の印刷はカラーが必要か。	A 報告書作成シートの印刷部分、平面図、診断プログラムについては白黒印刷とし、写真についてはカラーで提出してください。
Q3 報告書の印刷は両面印刷してよいか。	A 報告書は片面印刷にしてください。
Q4 勤務先やメールアドレスを変更した場合どうしたらよいか。	A 住所など診断員の登録情報に変更があるときは、愛知県に『登録事項変更届』を提出し、名古屋市にも変更事項をお知らせください。また、メールアドレスや携帯電話番号に変更があった時も名古屋市にお知らせください。
Q5 事務協へ事務委託しているそうですが事務協に加入していないと診断依頼されないのか。	A 事務協への加入の有無と診断依頼とは関係ありません。診断員は名古屋市の登録になります。
Q6 特殊な事例やWeeの入力方法についてはどこに相談したらいいのか。	A 特殊な事例については、名古屋市に直接問い合わせてください。その他、入力方法などの一般的な内容は事務協地区担当者に直接相談するか、審査予定日以前に開催している審査会の会場にてご相談ください。
Q7 『地震ハザードマップ』はどこで見られるか。	A 『地震ハザードマップ』は名古屋市のHPから閲覧できます。また、印刷された物は各区役所で該当区版を閲覧しており、市役所市民情報センターでは全16区セットにしたものを販売しております。
Q8 2回目の診断を受けることは可能か。	A 1回目が平成25年以前の診断であれば受けられます。ただし申込書と一緒に『確認書』(HPIにデータなし)が必要です。2回目を受ける場合『確認書』を市から所有者へ郵送します。
Q9 耐震改修を行った建物は診断できるか。	A 名古屋市の耐震改修助成制度を利用し耐震改修を行ったものは、耐震診断はできません。

Q10 耐震診断員の指定はできるのか。	A 原則できません。ただし、所有者の強い希望がある場合、名古屋市から所有者に『指定届』(HPにデータなし)を郵送し、そちらを申込書と一緒に提出してもらえば可能です。
---------------------	--

現地調査

Q1 図面がない場合、筋交いのある・なしを聞き取りによって判断してよいか。	A 基本的に図面がない場合は、施工中の写真及び現地調査で確認できた部分のみ評価してください。ないことが確認できれば『なし』とし、ある・なしが確認できなければ『不明』としてください。ただし、診断後に改修助成制度を利用する時(改修時)は不明を見直して頂く必要があります。また、申込者が強く筋交いの存在を主張した場合などは、報告書のその他注意事項に記入の上、反映させてください
Q2 図面と現地調査とに大きな違いがある場合、どうすればよいか。	A 図面と現場にかなりの相違があり、信用できないと判断されれば目視確認できた部分のみ評価してください。
Q3 共同住宅や長屋の場合で各部屋の間取りが明らかな場合、すべての部屋を確認する必要があるか。また、申込時には空家で調査時に入居されている場合はどうすればいいか。	A 図面等で間取りが明らかな場合は、適宜判断し調査を行ってください。新たに入居された場合も日程調整時に調査の同意が得られていれば支障ありません。
Q4 特殊な形状、構造等で調査の中止が考えられるが判断が困難な場合は、どうしたらいいか。	A 特殊なものでないかぎり、診断は行う方向で調査してください。どうしても判断がつかない場合は現地から名古屋市に電話連絡してください。休庁日は後日連絡してください。
Q5 診断時の交通手段として車を使用することが多いと思うが問題はないか？	A 自己責任において行ってください。
Q6 報告書に記入する診断地の住所は住居表示と地名地番が違うときがあるが、申込書のを記入してよいか。	A 診断時は、明らかにおかしいとき以外は、申込書の住所でかまいません。ただし、診断後に改修助成制度を利用するときの所在地は地名地番となります。
Q7 対象建築物の着工日は確認しなくてよいのか。	A 確認申請書があれば建築確認の日付を確認してください。昭和56年5月末以降の着工の場合、対象外となります。ただし、状態が新しく明らかに昭和56年5月末以降の着工であるような場合を除き、書面等による確認は必要ありません。また、診断後に改修助成制度を利用するときは固定資産税・都市計画税の課税明細書にて建築年度を確認します。

<p>Q8 一部が非木造であった場合はどうすればいいか。</p>	<p>A 原則、梁、柱が非木造(鉄骨造等)の架構があれば診断対象外ですが、下屋等一部の柱や梁のみであれば程度に応じ木造とみなし対象としますので、報告書作成シートの特記事項欄に明記してください。判断に迷う場合は、名古屋市か事務協地区担当者か審査会の会場にてご相談ください。</p>
<p>Q9 筋交いの端部金物ありは釘打ちでもよいか。</p>	<p>A 筋交いの端部金物は(財)日本住宅・木材技術センターのZ金物BP、BP2及び同等品の金物が相当します。釘打ちの場合は端部金物なしで入力してください。</p>
<p>Q10 小屋裏物置がある場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 建築基準法上の階扱いしない場合は、小屋裏を階としないで診断してください。ただし、改修時に小屋裏の大きさにより床面積に加える場合があります。なお、3階建てとなるときは診断対象外となります。</p>
<p>Q11 建物が複数棟あった場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 診断申込は、原則1敷地1建物になりますので、離れ等は1つの報告書内に棟ごとの結果を作成します(診断依頼は1件分です)。『市マニュアル(事務要領編)』P9「増築の取扱い」を参考にしてください。 また、それぞれの建物が別敷地として扱えるようでしたら、診断依頼は複数となるので、現地から名古屋市に電話連絡したのち調査してください。申込者には追加分の申込書を提出してもらい、新たに受付番号を発行し診断員あて追加依頼することになります。</p>
<p>Q12 スキップフロアの場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 傾斜地などでスキップフロアとなる場合は状況によりますが、原則は3層にならず、1m程度の段差であれば診断を行ってください。判断に困る時は、名古屋市と協議してください。</p>
<p>Q13 半地下駐車場の上に木造がある場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 『市マニュアル』(木造住宅がRC造の車庫等の上にある場合の診断の取扱いについて)をご覧ください。</p>
<p>Q14 現地調査時に診断対象外であることが判明した場合、どのように手続きをしたらよいか。</p>	<p>A その場で判断がつけば申込者に対象外であることと、名古屋市から対象外の通知が郵送されることを伝えてください。その後『伝統工法などチェックシート』を名古屋市へFAXでお送りください。また、建築確認書・図面のコピーなど対象外の根拠となる資料があれば一緒にFAXしてください。原本は審査会などの時にお持ちください。</p>
<p>Q15 現地調査時に診断対象外であることが判明した場合、診断料はどうか。</p>	<p>A 完了報告時に他の物件と一緒にご報告ください。現地調査料をお支払します。</p>

<p>Q16 図面に高倍率仕様の構造材が記載してある場合、評価してよいか。</p>	<p>A 無料耐震診断では、壁耐力は『建防協マニュアル』P31の一般診断法での工法と壁基準耐力の表から選んでください。『その他(別添仕様)』は使用しないでください。</p>
<p>Q17 診断員が診断場所でけが等をした場合はどうなるか。</p>	<p>A 事務協で保険に加入していますので、地区担当者と名古屋市に連絡してください。</p>
<p>Q18 調査中、建物等が破損した場合、補償はどうなるか。</p>	<p>A 診断員の過失で破損した場合は診断員の責任で誠意ある対応をしてください。また、事務協で対物保険に加入していますので、地区担当者と名古屋市に連絡してください。</p>
<p>Q19 調査は休日や夜間に行ってもいいか。</p>	<p>A 診断員と申込者の調整にて適宜行ってください。ただし、調査に支障をきたす夜間の調査は遠慮してください。</p>
<p>Q20 申込者と連絡がつかない場合どうしたらよいか。</p>	<p>A 定期的に申込者に電話をして頂き、連絡がつかず審査会に間に合わない程度になれば名古屋市に連絡してください。名古屋市からその旨を申込者に手紙でお伝えします。その後、連絡がつけば、再度診断のお願いをします。それでも連絡がつかない場合は、名古屋市から診断員にその旨を連絡し、審査会などで依頼票と地図を返却ください。</p>

建物概要入力

〈建物仕様・重さ〉

Q1 外壁・内壁・屋根・基礎など建物概要の仕様が部分的に異なる場合、どうすればよいか。

A 【基礎形式の場合】

建物の倒壊に直結する可能性があるため、安全側(評価が下がる側)の基礎形式を選択してください。

無料耐震診断では基礎・接合部は一律同じとし、壁ごとに変更しません。


【外壁・内壁・屋根仕様の場合】

診断員の判断で実状にあった仕様を選択してください。

【例】外壁仕様



2階外壁；ラスモル土壁無
下屋外壁；ラスモル土壁有
※下屋部分は面積もそれほど大きくないので実状を考慮して2階外壁；ラスモル土壁無で評価

<p>Q2 建物仕様入力で、屋根・壁の仕様があてはまるものがない場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 診断報告書の平面図に実際の仕様を記入し、入力は実状に近いものを選択するようにしてください。</p>
<p>《地盤・軟弱地盤割増》 Q1 地盤種別はどのように判断するか。</p>	<p>A 各区の『地震ハザードマップ』の「過去の地震を考慮した最大クラス」から判断してください。</p>
<p>《形状割増》 Q1 形状割増に係る短辺幅はどこで判断するか。</p>	<p>A Wee を使った診断ではプログラムの対応上、最大短辺で判断する事になります。改修計画作成などでは実状にあった対応をするようにしてください。</p> 
<p>《床仕様》 Q1 床仕様入力でコンパネの場合は『Ⅰ：合板』を選んでよいか。</p>	<p>A 床仕様『Ⅰ：合板』は構造用合板の場合です。また、厚さ、釘の種類、ピッチ等の基準があります。詳しくは『建防協マニュアル』P98 解表 4. 4 床倍率 1.0 以上の仕様となります。それらが確認できた場合に『Ⅰ：合板』を選択してください。</p>
<p>《接合部》 Q1 接合部仕様とはどの部分をいうのか。</p>	<p>A 柱頭・柱脚とその横架材(梁・土台)とを接合している部分をいいます。</p>
<p>Q2 接合部仕様を確認できない場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 確認できた部分から類推してください。判断がつかない場合は接合部仕様Ⅳとしてください。 ※接合部仕様は建物全体の“壁の耐力算出”の計算に使用され、診断結果に大きく影響する部分です。建物全体で判断するようにしてください。</p>
<p>Q3 平屋建てで、接合部仕様が『ほぞ差し、釘打ち、かすがい等』の場合、接合部仕様(Ⅲ・Ⅳ)はどちらを選択すればよいか。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅳを選択してください。</p>
<p>Q4 接合部仕様の選択で『ほぞ差し、釘打ち、かすがい等』の場合、2階建ての通し柱が確認できない場合、どうすればよいか。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅳを選択してください。</p>

<p>Q5 接合部仕様Ⅰ・Ⅱとはどのような仕様か。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅰは『平成12建告1460号』で、接合金物の種類や設置箇所など規定しているものです。詳しくは告示を確認してください。</p> <p>接合部仕様Ⅱは下記例のような、3.0kN以上の規定された金物が施工されている場合です。</p> <p>いずれの場合も建物すべての壁の耐力の算出に影響しますので、部分的に判断せず、建物全体で判断してください。</p> <div data-bbox="801 504 1388 784"> </div>
<p>Q6 建物四隅全てが通し柱の総2階建ての建物の接合部仕様が、『ほぞ差し、釘打ち、かすがい等』の場合、接合部仕様(Ⅲ・Ⅳ)はどちらを選択すればよいか。</p>	<p>A 接合部仕様Ⅳを選択してください。改修時は通し柱に挟まれた構面を接合部Ⅲと評価し、それ以外の壁は接合部Ⅳで評価します。木診断では建物全体で接合部を評価するため、安全側の接合部Ⅳで評価します。</p>
<p>外周入力</p>	
<p>Q1 パルコニーは外周入力に含めるか。</p>	<p>A 軽微なアルミパルコニー等は考慮しなくてもよいですが、相当な荷重が見込まれるのであれば考慮してください。</p>
<p>Q2 共同住宅の鉄骨の外部階段は外周入力に含めるか。</p>	<p>A 別紙『木診断Weeの壁の入力方法について・資料2』をご覧ください。</p>
<p>Q3 1階のポーチ部分などの外周入力はどうすればよいか。</p>	<p>A 小規模のものであれば考慮しなくてよいです。相当な荷重が見込まれるのであれば考慮してください。</p>
<p>Q4 2階部分が2つの領域に分かれている場合、外周入力をどのように入力すればよいか。</p>	<p>A 左記のように外周入力が「交差しない、一筆書き、始点と終点が閉じている」のであれば入力が可能です。ただし、壁の配置のバランス等が正しく評価されませんので、その旨を申込者に説明してください。</p> <div data-bbox="1212 1590 1420 1825"> </div>

壁仕様入力

Q1 Wee の壁仕様入力で外面・芯・外面はどのように入力すればよいか。

A 名古屋市の耐震診断事業では以下のようなルールで入力してください。

【基本ルール】

※土壁がある時は下段外面に土壁を入力

※芯へは筋交いがある時のみ筋交いを入力

※外壁の場合は上段外面に外壁外側の壁仕様を入力

※同じ耐力要素を重複して入力することはできません

(例 土壁を上下段へ入力 ×)

その他の詳細は別紙の『木診断Weeの壁の入力の方法について・資料2』をご覧ください。

Q2 外壁の仕上げが鉄板(トタン)・板張り(下見)の場合、どう評価すればよいか。

A それ自体では耐力要素として評価できません。

Q3 内壁でしっくい等の塗り壁の場合、どう評価すればよいか。

A しっくいなど塗り壁仕上げ材の場合、それ自体では耐力評価できません。下地を評価してください。

Q4 外壁でモルタル塗り仕上げの下地が不明の場合どのように入力すればよいか。

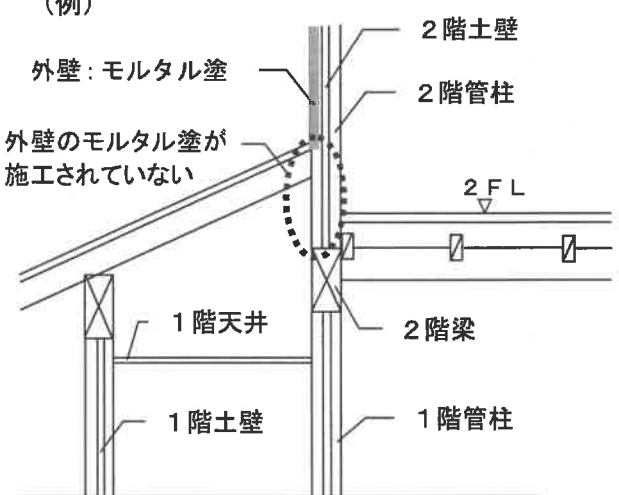
A モルタル塗り壁で入力してください。この場合、下地の木ずりを含めての評価となります。下地が明らかな場合は下地を入力してください。

Q5 900 未満の壁の評価・入力はどうすればよいか。

A 別紙の『木診断Weeの壁の入力の方法について・資料2』をご覧ください。

Q6 増築された建物を一棟として診断する際、重複した部分の壁はどのように評価・入力すればよいか。

A 重複している壁それぞれに基礎・軸組等耐力壁としての要素があり、双方が耐力評価できると判断されれば、主要な片方の壁仕様を入力してください。Wee の性質上、二つの耐力壁を重複して入力することは出来ません。また、壁基準耐力の上限は一般診断法では“10.0”と規定されています。

<p>Q7 2階の外壁仕様入力で、1階下屋の屋根裏部分まで、外壁仕上げが施工されていない場合、どう評価すればよいか。</p> <p>(例)</p> 	<p>A 明らかに耐力要素としてみられないものは評価しないでください。</p>
<p>Q8 耐力 0 の壁の掃き出しを、掃き出し型開口壁として 0.3 で耐力をみられるのか。</p>	<p>A みられません。開口壁としてみるには、壁基準耐力が $F_w=2.0\text{kN/m}$ 程度が必要です。(『建防協マニュアル』P42)</p>
<p>Q9 斜めの壁はどのように入力するのか。</p>	<p>A グリッドをとり、斜めで入力するか、ジグザグに入力してください。また、斜めに入力すると耐力壁がとれない場合や、ジグザグに入力すると面積が合わない場合があるので、実際に近い形で安全側となるように入力してください。建物の外周入力と壁の線が異なっても問題ありません。</p>
<p>Q10 X方向が 800mm グリッド、Y方向が 900 mm グリッドである。どのように耐力を入力するのか。</p>	<p>A Wee では X 方向と Y 方向は同じグリッドでないと作成できません。また無料耐震診断の最低グリッドは 900 mm です。そのため、900 mm グリッドで作成して、X 方向は 900 mm 以下の為、耐力としては入力できません。</p>
<p>Q11 片面に化粧合板 2 枚ばり。耐力は両方みてよいか。</p>	<p>A 合板は柱に直接打ち付けないと意味がないため 1 枚分の耐力しかみません。</p>
<p>Q12 掃き出し型開口の垂れ壁の高さ 360mm 以上とは梁下からの高さか、天井下からの高さか。</p>	<p>A 天井からの高さとなります。</p>
<p>Q13 地袋がある場合の耐力は。</p>	<p>A 垂れ壁があれば、掃き出し型開口でみてください。</p>
<p>Q14 窓型開口壁の窓はどの位置についていてもよいのか。</p>	<p>A 窓型開口壁には、垂れ壁と腰壁が必要です。(『建防協マニュアル』P35)また、垂れ壁は、掃き出し型開口と同様に、高さ 360mm 以上が必要です。</p>

報告書

Q1 耐力が0のため、edQu/Qr(上部構造評点)が0である。報告書作成シートに0を転記すると、印刷画面の評点の数値が空白になる。	A 報告書作成シートは小数点第三位を切り捨てております。0.001と入力すると、印刷画面の評点の数値が0で入力されます。
Q2 申込者の名前が長くて、Wee に入りきらない。(例:株式会社〇〇代表取締役△△△△)。	A Wee では名前の入力に文字制限があります。そのため、なるべく会社名と個人名が入るように短縮してください。(例:株〇〇〇〇〇△△△△)
Q3 建物が大きすぎてA4に図面が入りきらない場合どうしたらよいか。	A 図面は原則A4で作成してください。ただし、A4に入りきらず、見にくい場合などは、A3でもかまいません。また、Weeは縮尺の変更ができないため、大きい建物の場合、壁評価が重なり見えにくくなってしまいます。その場合、審査員がチェックしやすいように、手書きや他の図面などで別途壁ごとの評価がわかるようにしてください。

審査会

Q1 報告書の提出は代理人でもよいか。	A 同じ会社や家族で診断員登録者が審査時の質疑に対応できればやむをえませんが、原則は依頼を受けた診断員本人が持参してください。
Q2 申込者の都合で審査会までに報告書作成が間に合わない場合、どうしたらよいか。	A 事務協地区担当者に連絡し、審査会予定日を変更してください。

診断完了後

Q1 この耐震診断の改修計画を作成するにはどうすればよいか。	A (一財)日本建築防災協会が評価したプログラムで補強計画を作成してください。
Q2 耐震診断報酬の所得の取扱いはどうすればいいか。	A 源泉徴収されますが確定申告等は各個人で行なってください。
Q3 町内会の活動で診断制度の業務のアピールをしてもよいか。	A 診断制度の一般的な概要説明等は無報酬で個人的な活動として行うことは支障ありません。

一般診断法の考え方と注意点

一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム「Wee」は一般的な木造住宅を対象としており、想定している建物以外に対応できない部分があります。手計算・精密診断の考え方をういれば対応も可能ですが、名古屋市

の無料耐震診断事業では、原則プログラムの対応範囲内で行っていきます。

実際の診断業務で、プログラムの対応範囲外のことがあった場合は、各診断員の判断で実状にあった対応(安全側)をするようにしてください。

また、日本建築防災協会が耐震診断法に関してポイントとなる質問・回答集を同協会のホームページにて公開していますので参考にしてください。

令和2年度 名古屋市民間木造住宅耐震診断業務 勉強会
 質疑応答回答集

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 名古屋支部耐震事業部

番号	質疑	回答
Q1	傾斜地について、敷地の状況ではなく、地形の状況と言う言葉は一般の人の理解、印象はどのような状況を平坦と入力する事は間違っていると捉えないか？	診断書の作成にあたり、勉強会で説明した通り①・②の状況であれば、「平坦、普通」とであると判断するとなっています。申込者から質問がありましたら、診断上の判断基準で行う旨を丁寧にご説明ください。
Q2	報告日の記入する書類は、完了報告書だけですか？	木造住宅耐震診断結果報告書の右上に記載する箇所がありますので申込者に報告する際には必ず報告日を記載してからお渡しください。完了報告書にも記入する欄はありますが、記載しなければならない欄は <u>全て</u> 記入し提出 (FAX 送信) してください。記載不備がありますと完了報告書が処理できませんのでご注意ください。
Q3	木造住宅無料耐震診断業務「新型コロナウイルス感染症」予防対策チェックリストの件。この用紙は、各自その都度コピーして使用するのですか？	木造住宅無料耐震診断業務「新型コロナウイルス感染症」予防対策チェックリスト用紙はその都度物件数をコピーし使用してください。このリストは申込者に対してと審査会に対して診断員として予防対策の上で耐震診断業務を実施していることの意味表示です。診断員は責任をもって業務を行って下さい。
Q4	新型コロナウイルス感染症がどのような状態になったら提出しなくて良いのでしょうか？	国または県より、新型コロナウイルスの終息宣言が出され、名古屋市耐震化支援室と協議の上で判断させていただきます。その旨は診断員へはご連絡 (メールなど) させていただきますのでご協力お願い致します。
Q5	勉強会資料を P11 によりますと写真が横長になっていますが今まで現況写真は縦長です。変更になりましたか？	勉強会のパワポ資料の P11 は参考例 (写真のコメントについての説明) ですので横長で表示させていただきました。昨年度と同様に A 4 縦長 (カラー写真添付) で作成してください。また、勉強会で説明があった通り、劣化部分や壁仕様の判断した箇所の写真は添付して頂くとより良い報告書になりますので診断員は責任をもって作成して下さい。「現状写真」の雛形が名古屋支部 HP に掲載されていますのでご確認ください。

令和2年度 名古屋市民間木造住宅耐震診断業務 勉強会
 質疑応答回答集

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 名古屋支部耐震事業部

Q6	<p>ウイルスチェックについて、申込者へ報告提出、説明時にも必要では？</p>	<p>申込者には、現地調査の際にウイルスチェックリストを提示しご説明して頂いておりますので、報告時には提示は必要ないかと思いますが、無料耐震診断業務は現地調査から結果報告書提出及び説明までが一連の業務ですので診断員はご自分の立場を理解し各自の責任のもと予防対策は実施してください。結果報告の日程調整する際に、予防対策については現地調査時と同様に対処する旨をお伝えして頂ければ良いかと思えます。</p>
Q7	<p>工事費の目安があまりに広すぎて参考にならないとお客様（申込者）の声があります。改善する気はありませんか？</p>	<p>目安は耐震改修で補助金を使われた工事の金額を参考にして工事金額を算出しています。状況が変わることがあれば改善していきたいと考えています。耐震改修工事の際には、複数社の見積りを依頼して頂き申込者の方が判断して頂く事になります。結果報告書内の工事費の目安は参考金額です。診断員はその旨理解し申込者にわかりやすい様に診断員の責任においてご説明ください。</p>
Q8	<p>勉強会資料に診断書作成時に送ったら、危険側となるように作成をお願いしますとあります。危険側ということは例えば壁の耐力があるかないかわからない場合「ある」とする評点が高くなるようにすると言う意味ですか、そういう理解でよかったですでしょうか？</p>	<p>危険側とは耐力壁が「ある」か「ない」か、わからないようであれば「ない」と判断していただければと思います。そうすることで評点は厳しい結果になるということで、危険側という意味です。診断員の責任において判断して頂き業務にあってください。</p>
Q9	<p>新型コロナウイルス感染症 予防対策チェックリストについて提出は審査会で良いのでしょうか？</p>	<p>診断結果報告書提出時に審査会で提出してください。診断員が予防対策に従い業務にあたったことの確認させて頂き、物件（受付番号）毎に管理させて頂きます。</p>
Q10	<p>耐震診断業務完了報告書について 申込者意向-耐震改修意欲において申込者が高齢で子供と改めて相談しますとの話が多くありますが、その場合「あり」でしょうか？ または、「不明」でしょうか？その他「不明」の場合とはどんな時が考えられますか？</p>	<p>子供さんに相談する行為は、耐震補強をしたいけど、子供に相談しないと結論は出ないと耐震したい心も表れだと思えます。「あり」でも良いかもしれませんが。雰囲気を感じ取ってもらえればと思います。申込者の方がわからない「不明」と判断されれば「不明」と判断して頂ければ良いと思えます。</p>

令和2年度 名古屋市民間木造住宅耐震診断業務 勉強会
 質疑応答集

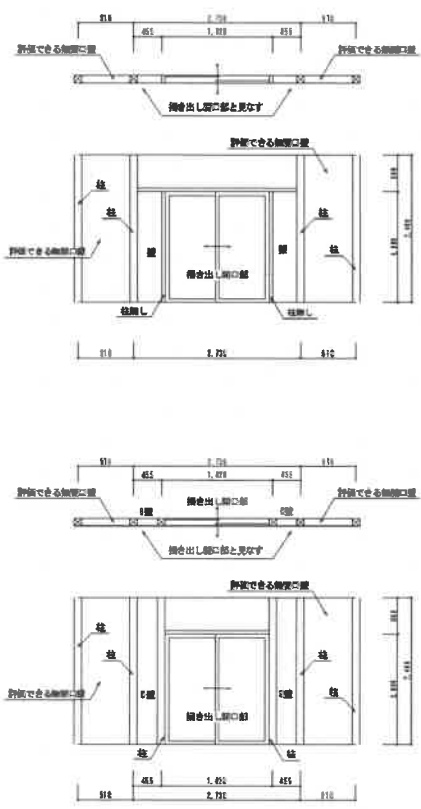
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 名古屋支部耐震事業部

Q11	<p>名古屋市耐震化支援室に直接電話質疑があった内容ですが、現地調査チェック表に申込者の情報の欄があるが個人情報保護に該当しないのか？</p>	<p>現地調査チェック表には、「建物概要」欄で所有者名、所在地の記載欄はありますが連絡先までは記載致しませんので個人情報保護法には該当しないと判断致しますが診断員としての立場や責任においては個人情報保護に該当する程度の思いで取り扱って頂ければ良いかと思えます。</p> <p>現地調査チェック表が紛失しますと報告書作成に困りますので診断員は責任を持って取扱いください。</p>
Q12	<p>劣化について、古い建物なので劣化がない＝劣化度0は不自然だという話がありましたが劣化の程度によって判断が分かれると思います。例えば、雨樋などで構造体には影響のなさそうなものを劣化としなければいけないのでしょうか？</p>	<p>現地調査チェック表の従い現地調査して頂く訳ですが、劣化度調査票に記載がある部位につきましては必ず現地確認して頂き、診断員の責任において劣化の判断を行って下さい。古い建物だから劣化がない、劣化度0という事は希な状態であると思われま</p> <p>す。</p> <p>申込者に評点の悪い結果を提出するには申し訳ないとの思いで劣化度を0で診断する事は建物現状を診断した事にはなりません。耐震改修工事（助成金利用）の際に劣化部分が対象工事範囲に入れない場合がございます。診断業務は現状の建物が地震に対してどのような状態であるかの危険度を示すものです。厳しい診断を心がけて頂く方が申込者（所有者）の方々の為になります。</p>
Q13	<p>対象外の物件にあたった場合、すぐ市へ連絡、FAXとのことですが、事務所協会さんへの連絡はよろしいのでしょうか。</p>	<p>依頼頂いた物件が、現地調査の結果で対象外と判断された場合は、その旨すぐに名古屋市耐震化支援室へ電話連絡して頂き、チェックシートの必要事項を記載して頂きFAXして下さい。名古屋市から申込者へその旨の通知を行います。チェックシートの原本は審査会にて提出して下さい。</p> <p>なお、全物件が対象外の場合は、上記の内容で行って頂き、原本は名古屋市耐震化支援室へ提出してください。但し、完了報告書はその旨の欄に記載して頂き報告書を事務所協会へFAXしてください。完了報告書提出をお忘れのない様をお願いします。</p>

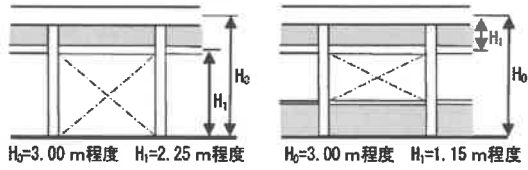
令和2年度 名古屋市民間木造住宅耐震診断業務 勉強会
 質疑応答回答集

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 名古屋支部耐震事業部

Q14	<p>パワポ P8 の5つ目の・玄関と基礎の立上りのない勝手口とありますが、土台があれば基礎の立上りはなくても良いですか？</p>	<p>開口部で土台材が一連で通っていれば開口部として判断できますが、土台が無い掃出し開口部（玄関や勝手口）は開口部として判断できませんのでご注意ください。</p>
Q15	<p>本日の資料の中でプロジェクターに映されていた資料(ラスシートなど説明された)、佐藤さん資料はどこで入手できますか。</p>	<p>愛知県建築士事務所協会 名古屋支部の HP にてご確認できます。勉強会で使用して資料は最終的にまとめて入手できるように HP に掲載し直させていただきますのでお手数おかけしますがダウンロードして頂きご確認ください。</p>
Q16	<p>同意書の2について、耐震改修設計及び監理が必要では？工事とのことは、施工者としての工事登録が必要では？</p>	<p>同意書では耐震改修工事に対する耐震改修設計監理業務及び耐震改修工事業務についての意向についてお聞きいたしました。施工者として名古屋市は登録制度しておりませんので工事登録は必要ではありません。しかし、建築業法の請け負える工事金額によっては建設業の登録は必要になる可能性がありますので参考にして頂き、順守してください。</p> <p>また、耐震改修設計監理業務は建築士事務所登録が必要です。ご注意ください。</p>
Q17	<p>減災協、講習会は開催されますか？ 本は配布されますか？</p>	<p>「減災協」の講習会の開催につきましてはお手数おかけしますが、減災協の HP でご確認をお願いします。</p> <p>本（手引き）は「減災協」HP からダウンロードできますのでご確認ください。</p>
Q18	<p>2019年 耐震改修工事は何件ぐらいあったでしょうか？</p>	<p>121件の耐震改修工事が行われています。(名古屋市 耐震化支援室にご確認ください。)</p>
Q19	<p>達人診断のバージョンを教えてください。</p>	<p>申し訳ありませんが、達人診断に関する HP にて各自ご確認ください。</p>

No.	質 疑	回 答
Q1	<p>下記の場合の窓型開口壁及び掃出開口壁の考え方について方針を示してください。</p> <p>①室内が和室仕上で各部材（柱・窓枠）が目視で確認できる場合</p>  <p>②室内が洋室仕上で各部材（柱・窓枠）が目視で確認出来ない場合</p>	<p>◆令和3年度名古屋市民間木造住宅耐震診断マニュアル（資料編）P7、P8参照◆</p> <p>①和室仕上状態の場合</p> <p>現地調査の際に柱等の部材が目視確認できる場合は「窓型開口壁及び掃出開口壁」の判断には困らないと思います。</p> <p>②洋室仕上状態の場合</p> <p>現地調査の際に柱等の部材が目視確認できない場合について開口部の納まりを考慮し柱の有無を確認できる方法で確認されるのが良いと思います。</p> <p>例えば、打診確認する又は下地センサーなどの機器利用する。</p> <p>尚、現地調査による判断は診断員の責務（責任）に於いて判断して下さい。</p> <p>※注意事項として、P7～8「壁入力」を参考にしてください。</p>

Q2	<p>既に一部耐震補強された住宅(メーカー仕様の外部ブレースなど)で、後に名古屋市の診断を受けた建物を後日相談員として訪問した時に施工業者の判定値(0.5)と名古屋市の判定値(0.2)が大きく離れていたのが正確な判断に困りました。このような場合のWEBの使用方法はどうしたら良いのでしょうか?</p>	<p>名古屋市の無料耐震診断では、目視調査で確認できたもの、図面で確認できたもののみ、評価しています。そのため、実際に評価できるものがあったとしても、確認できず評価できなかったものが存在します。また、1年後ということもあり、当時評価できたものができなくなっている可能性(劣化など)もあります。</p> <p>他業者の行った診断結果がどのような判断で行っているか分かりかねますが、こうした点を考慮し、適切にご説明してください。</p>
Q3	<p>今年度から事業者一覧に工事実施者一覧が無くなりましたが、その中には建物規模や評点及び工事金額等の個別情報が入っていたので申込者には参考になっていたのが元に戻した方が良いのではないのでしょうか?</p>	<p>事業者一覧表の工事実施者一覧はホームページ上でのみ、閲覧が可能となります。お客様には、ホームページ上に工事実績者一覧も掲載していることをお伝えください。なお、名古屋市からの配布はなくなりましたが、ホームページからダウンロードし、診断結果報告時に持参していただくことは問題ありません。適切に扱っていただければと思います。</p>
Q4	<p>相談員派遣制度は有意義ですが、本来は当該診断員がその役割を果たすよう徹底すべきで、それが出来ない方には診断させるべきではない。</p>	<p>診断員には、今回の勉強会でも周知したように、市のマニュアルにて診断結果報告時の対応を示させていただいております。今後は、診断受診者アンケートにより、診断結果報告時の実情を把握し、改善を図っていく予定です。</p> <p>耐震相談員派遣制度は、診断員の役割と重複している部分もあるかと思えます。診断結果報告時のタイミングで、すぐに改修工事へ進むという方は限られます。そのため、改修工事を検討する際には、耐震相談員派遣制度をご利用いただき、申込者が知りたい説明を受けて頂くと、より改修へつながりやすくなるかと考えております。</p>

Q5	<p>名古屋市は精密診断を推していますが、それであれば最初の診断から精密診断にしてはどうでしょうか？</p>	<p>愛知県木造住宅耐震診断マニュアルでは、「一般診断法による診断プログラム」に準拠し、一般診断法における必要な事項の調査を行うものとしております。そのため、名古屋市では、このマニュアルに則り、診断事業は一般診断法での調査としております。</p> <p>また、精密診断法はある程度の引き剥がしを行った正確な調査となります。そのため、診断員、審査員の負担も増えることから、一般診断法での調査をお願いしております。</p>
Q6	<p>「名古屋市木造住宅基礎有筋化指導方針」は、どこで閲覧できますか？</p>	<p>これに関しましては閲覧できません。</p> <p>勉強会では現地調査の際に、目視調査で基礎の有筋、有筋の判断に困った時の判断材料として紹介しました。要するに昭和61年9月1日から開始された指導ですので建築年数で有筋基礎と判断できると思います。開始前の建物は無筋基礎である可能性が高いと判断して頂ければ良いかと思います。</p> <p>目視確認も出来ないなど、判断に困った場合は「危険側」となる無筋基礎で診断して頂ければ結構です。</p>
Q7	<p>「名古屋市 伝統構法等及び対象外報告書」の伝統構法型住宅 典型的な伝統構法型住宅の選別基準の6について、掲載されている図の場合も伝統構法として判断して良いのか？</p> <p>6 太い柱と「差し鴨居」などの横架材及びその上部の壁などで、いわゆる「ラーメン構造」を構成し、水平力に耐える構造となっていること。垂れ壁の形状は下記程度であること。</p>  <p>$H_0=3.00$ m程度 $H_1=2.25$ m程度 $H_0=3.00$ m程度 $H_1=1.15$ m程度</p>	<p>記載されている通りであれば該当すると判断して頂ければ結構です。</p> <p>尚、現地調査による判断は診断員の責務（責任）に於いて判断して下さい。</p>

番号	質 疑	回 答
Q1	<p>【耐震診断業務に関する内容】</p> <p>審査日の予約について、例えば審査日の1週間前に調査を行なった場合でも予約は可能でしょうか？</p>	<p>予約は可能です。但し、説明した通り本年度から審査予約は現地調査した後に審査物件数のみの予約です。時間帯は自動的に決まります。早い者勝ちなので審査時間帯が遅くなるかと思えます。早急の現地調査を心がけて下さい。</p>
Q2	<p>【耐震診断業務に関する内容】</p> <p>昨年も質問しましたが、「名古屋市 伝統構法等及び対象外報告書」の絵が下記絵は誤りでは？差鴨居とはいえない。</p>	<p>勉強会の資料で原本を配布致しました。間違いではないかと思えます。よく注意してご確認ください。</p> <p>参考写真</p> 
Q3	<p>【耐震診断業務に関する内容】</p> <p>診断中等の事故について</p> <p>①対象は何ですか？</p> <p>②お客様の人、物だけですか？</p> <p>③診断員は対象外ですか？</p> <p>④報告日も対象ですか？</p>	<p>①お客様の家族、財物</p> <p>②その通りです。</p> <p>③対象外です。</p> <p>④対象外です。</p> <p>勉強会で説明がありました通り、現地調査（診断）中のみの事故に対する損害賠償保険ですのでご注意ください。診断員本人のみが起こした損害賠償にかかわる事故が対象で、同行者は対象となりませんので自己責任で対処して下さい。</p> <p>※連絡は事務所協会の担当者へ、行政への連絡は不要です。</p>

<p>Q4</p>	<p>【耐震診断業務に関する内容】 有効開口壁についての考え方の説明の中でも出てきましたが、Wee、Q&Aを参照ということですので「一般診断法による診断プログラム」P35～37も見ていただきたい。ここではWee2012が計算してくれる内容が書かれています。“Wee2012では～を計算します。”という記述がある部分はWeeの計算プログラムが自動的に計算してくれるという意味ですのであらかじめ人間がやらなくてもよいはず。人間があらかじめ入力してしまうことの弊害についてはいろいろ説明したいですが、それはまたおいおい審査会にてご説明したく存じます。</p>	<p>例えば、「1、窓型開口部、掃き出し開口部として評価する。」説明が記されています。但し書きに、「少なくとも片側に耐力評価できる無開口壁（耐力壁）があることを前提とする。」と記載されています。よって、評価できる有効開口壁の基準（ルール）です。「Wee2012では、隣接する壁が耐力評価できる無開口壁の場合に限り、開口部を計算します。」との記述は評価できる基準をもとに診断員が判断し入力しWeeが有効開口壁として計算すると記載してあるだけで、「人間がやらなくてもよい」とは記載されていません。「評価できる」、「できない」を判断し入力するのは診断員の責務です。建築士として診断員として責任を持って診断業務を行ってください。決められたルールに従って遂行して頂き、個々の基準（ルール）での診断業務は一切不要です。</p>
<p>Q5</p>	<p>【その他】 精密診断法の設計講習会の開催はありますか？</p>	<p>事務所協会では未定です。</p>
<p>Q6</p>	<p>【その他】 「事業者の一覧表」に重複した名前が複数います？</p>	<p>愛知県建築物地震対策推進協議会があいち耐震改修N倍プロジェクトのサイトで掲載している『あいち耐震改修推進事業者リスト』は設計者と施工者の2種類に分かれており、どちらにも掲載している事業者の場合、重複はあり得ます。</p>
<p>Q7</p>	<p>【その他】 「事業者の一覧表」について リストに載せたいのですが載せ方のアナウンスが当勉強会でもほしい。</p>	<p>『あいち耐震改修推進事業者リスト』は愛知県建築物地震対策推進協議会の会員である建築関係団体が取りまとめたリストとなるため掲載方法については、あいち耐震改修N倍プロジェクトのサイトをご確認下さい。</p> <p>0</p>

Q8	<p>【その他】</p> <p>耐震相談員派遣制度について 相談員にはどんな人が登録されているのか診断員と何が違うのか良く聞かれます。また、相談員になることは可能なのでしょうか？</p>	<p>耐震相談員の登録要件は、建築士で設計・工事に関して10年以上の実務経験があり、耐震診断または耐震設計工事に携わったことのある方です。(※その他条件あり)</p> <p>診断員は調査、診断を行い、診断結果を報告する方です。相談員は建物の耐震対策に関することで、所有者が疑問に思っていることや相談したいことなどに対してアドバイスをする方です。</p> <p>診断員と相談員のどちらにも登録している方もおります。</p> <p>現在は耐震相談員の募集は行っていません。</p>
Q9	<p>【その他】</p> <p>「戸建木造住宅除却」は、「わがやの耐震」という名古屋市が昔やっていたものでも、前年度までの診断に入りますか？</p>	<p>平成8年から平成14年までに行っていた本市の木造住宅の耐震診断助成制度の物件についても、戸建木造住宅除却助成制度の対象となります。</p>

